

■ 第3節



作業員に求められること

品質の確保は機能性食品の生産に関係するすべての従事者の責任である。とりわけ、製造及び品質管理に直接関与する作業員は責任感と倫理観を持って適正な製造管理及び品質管理に積極的に参加することが求められる。

1. GMP と作業員

1.1 GMP と倫理

機能性食品の安全性と品質を確保するために、製造に関係するすべての作業員は製品を出荷するまでのすべての段階において繊細かつ緻密な注意を払うことを要求される。

機能性食品の製造管理及び品質管理に関係する作業員ひとりひとりが消費者の健康管理に関わり、一つの誤った作業や判断が消費者の健康への期待を裏切り、安全を脅かすことになりかねないことを深く意識しなければならない。作業員は各自が分担する業務を定められた手順に基づいて正確に果たす義務を持ち、作業の過程で生じるさまざまな現象に対して、設定された判断基準と個々の倫理的な判断で適正に対処することを要求されていることを認識しなければならない。

1.2 作業員の能力管理

経営者には製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に行える能力を有する作業員を必要な人数確保することが要求される。また、作業員には常に能力向上意欲と目標を持つことが要求される。当面担当する業務に必要とされる技術・技能はもとより、その業務についてさらに高次の技術・技能がどのようなものかを理解しておくことが重要である。

このため、作業員は自己の持つ技術力、技能を責任者の指導の下で定期的に正しく評価し、不足する技術・技能を把握しその向上に努めなければならない。また、経営者、各責任者はすべての作業ごとに作業に必要な技術・技能を明確にして文書化することが望ましい。作業に必要な技術・技能を文書化することが難しくやむを得ない場合には、重要な業務、共通する作業を選定し、技術・技能の概要及び参考資料名等を明記して示すなどにより作業員に情報を提供してもよい。